付ク此ニ正式発表アリタル為之等解雇職工一四名ハ会社側
ノ最初ノ契約ニ反スルモノナルヲ以テ其ノ契約通リ当ニ引続キ使用
セラルベキモノト代表者ニ之ヲ述ベ会社側重役ニ交渉スル所アリ
結局会社側ニ於テハ四日職工側代表ヨリ更ニ四ノ要求ヲ
受クルヤ之ニ対シ当局者ニ於テ不当ナル事実(其ノ採用ヲ為サシムル旨ヲ)諾
諾シタルモノニシテ之ニ附随セル使用職工募集上会社側ニ於テ
ハ解雇ノ形式ヲ採リ解雇手当ヲ給スルモノナルモ右当局
局ニ引続キ使用スル契約アルヲ以テ新ニ交渉スル旨回答シ
当該職工ヲ使用方ノ交渉ナカリシ当局ニ於テハ此ノ如キ従来ノ使
用不能ノ範囲ヲ述ベテ之ヲ拒絶セリ